

島尻特別支援学校スクールポリシー

学校教育目標

幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、一人一人の障害の状態や特性び心身の発達段階に応じた適切な教育を行い、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、明るく、たくましく生き抜く力を養うとともに、自立し社会参加できる人間を育成する。

グラデュエーション・ポリシー

本校が目指す幼児児童生徒像

- ・自ら考え、表現する子・心優しく、思いやりのある子、・体を鍛え、粘り強い子
→基礎的な知識・技能 + 人と関わる力 + 基礎体力 = 基本的生活習慣の確立
- ・生活の中で活用できる基本的な知識・技能・態度及び基本的生活習慣を身につけ、自立し、社会参加できる人を育てる。
→生涯学習を享受し、その個性や能力を活かし社会に貢献して活躍できる人材の育成
→究極的な目標は、税金を納める人材の育成

カリキュラム・ポリシー

教育課程の編成にあたっては、関係法令及び学習指導要領等に基づき、幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階、保護者や地域の実情を考慮して、以下のことに留意して編成する。

- ・幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び発達段階を踏まえた、日常生活に必要な基礎的・基本的な事項を精選
- ・学校教育全体を通して、基本的生活習慣や社会生活能力が高められるよう一貫性のある教育課程
- ・自立活動の指導においては、具体的な指導事項の設定、指導体制の充実を図り、心身の調和的発達の基盤を培い、自立を目指した主体的活動の推進
- ・道徳教育は、健康・安全、規則正しい生活などの基本的生活習慣の形成を図りながら、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育むことに留意
- ・体験的な活動を通して、豊かな情操、規範意識、公共の精神、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度の育成
- ・幼児児童生徒の将来的な自立・社会参加を目指し、幼・小・中・高等部の一貫したキャリア教育の充実と職業教育の推進に努め、保護者・労働・福祉関係機関との連携を深め、指導内容・方法の工夫・改善
- ・健やかな心と身体を育み、健康の保持増進及び体力の向上と運動・スポーツ活動の充実を図るため、保健、安全、食に関する指導を学校教育全体を通して実施
- ・今日的な課題に対応するために、人権教育、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育の充実

アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーは、どのような生徒を受け入れるのかを示す基本的な方針であるならば、「学校教育法施行令第22条の3」に該当する児童生徒。